

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

- 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 四五
- 福島県公有財産規則の一部を改正する規則 四六
- 福島県外来駐車場管理規則 四六
- 福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 四七
- 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則 四九
- 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則 四九
- 公印を改刻しその使用を開始する件 四三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四三
- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 四三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四三
- 土地改良法により換地計画を定め

### 公告

- 平成二十一年度福島県育休任期付職員採用候補者登録試験を実施する件 四三
- 狩猟について必要な適性に係る試験及び講習を実施する件 四四
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 四四
- 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定した件 四五
- 一般競争入札を行う件 四五
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 四六
- 平成二十一年五月一日付け定例第二千七百七号中 四三
- 平成二十一年五月十五日付け定例第二千八百十号中 四三

## 規則

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県公有財産規則の一部を改正する規則、福島県外来駐車場管理規則、福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則、福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第六十四号

#### 福島県財務規則の特例に関する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 保育士登録申請等の手数料収入(第七十二条―第七十四条)」を

「第十五章 保育士登録申請等の手数料収入(第七十二条―第七十四条)」に改める。

第十六条 外来駐車場の使用料収入(第七十五条―第七十八条)に改める。

第一条中「並びに保育士登録申請等の手数料収入」を、「保育士登録申請等の手数料収入並びに外来駐車場(福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)第二条第一項ただし書に規定する外来駐車場をいう。以下同じ。)の使用料収入」に改める。

第十五章の次に次の一章を加える。

#### 第十六章 外来駐車場の使用料収入

##### (納入の通知)

第七十五条 外来駐車場の使用料収入に係る納入の通知は、掲示により行うものとする。

##### (収納の方法)

第七十六条 受託者(地方自治法施行令第五十八条第一項の規定により、外来駐車場の使用料収入に係る収納事務の委託を受けた者をいう。以下この章において同じ。)は、外来駐車場の使用料収入に係る現金を数日分取りまとめて収納するものとする。

##### (領収書の発行)

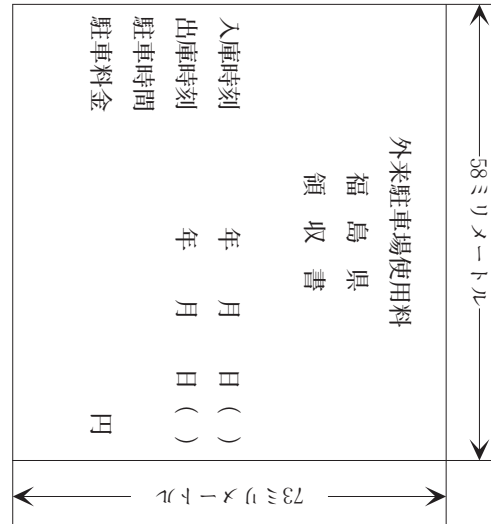
第七十七条 外来駐車場の使用料収入に係る領収書(第十五号様式)は、納入者が外来駐車場に設置された使用料精算機に現金を投入し、当該使用料精算機の領収書発行ボタンを押したときに交付するものとする。

##### (現金の指定金融機関等への払込み等についての準用)

第七十八条 第二十七条、第二十七条の二及び第四十六条の規定は、外来駐車場の使用料収入に係る現金の指定金融機関等への払込み、指定金融機関等の手続及び収入権者の調定について準用する。この場合において、第二十七条及び第四十六条第一項中「現金又は証券」とあるのは「現金」と、第二十七条の二中「勤労身障者体育館又は太陽の国野球場の使用料」とあるのは「外来駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

第十四号様式の次に次の一様式を加える。

#### 第15号様式(第77条関係)



附則  
この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(入札監視課)

福島県規則第六十五号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十二条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)第二条第一項ただし書に規定する外来駐車場に来庁者以外の者が自動車を駐車するとき。

附則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(財産管理課)

福島県規則第六十六号

福島県外来駐車場管理規則

(趣旨)

第一条 福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)(第二条第一項ただし書に規定する外来駐車場(以下単に「外来駐車場」という。)(管理に關しては、この規則の定めるところによるほか、福島県庁舎管理規則(昭和二十九年福島県規則第九十五号)の定めるところによる。  
(使用料を徴収する駐車場)

第二条 条例第二条第一項ただし書の規則で定める駐車場は、福島県庁舎外来駐車場とする。

(使用時間)

第三条 来庁者(条例第二条第一項ただし書に規定する来庁者をいう。以下同じ。)(が外来駐車場を使用できる時間は、午前零時から午後十二時までとする。来庁者以外の者に外来駐車場の使用を許可することができる時間も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、外来駐車場の維持補修その他管理上の理由により必要がある場合には、同項に規定する時間を変更することができる。

(駐車することができる自動車)

第四条 外来駐車場に駐車することができる自動車は、条例第二条第一項ただし書の自動車のうち長さが五メートル以下、幅が二メートル以下及び高さが二・三メートル以下(それぞれ積載物又は取付物の長さ、幅又は高さを含む。)であるものとする。  
(使用の手続等)

第五条 自動車を駐車するため外来駐車場を使用しようとする者は、外来駐車場に入ろうとする際に、駐車券を発行する機器を操作することにより駐車券の交付を受けなければならない。

2 自動車を駐車するため外来駐車場を使用しようとする者が来庁者以外の者である場合は、前項に規定する機器の操作を外来駐車場に係る福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)第三十三条第一項の規定による行政財産使用許可申請書の提出と、当該操作により交付された駐車券をその使用に係る同条第二項に規定する同項各号に掲げる事項を記載した文書とみなす。この場合において、同条第一項後段の規定は、適用しない。  
(遵守事項)

第六条 外来駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 外来駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を損傷し、又はき損しないこと。
- 二 火気を使用しないこと。
- 三 みだりに騒音を発しないこと。
- 四 他の自動車の駐車又は通行を妨げないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、外来駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(外来駐車場を使用する者に対する指示等)

第七条 庁舎総括管理責任者(福島県庁舎管理規則第二条第一項の庁舎総括管理責任者をいう。以下同じ。)(は、外来駐車場の適正な管理及び使用のために必要があると認めるときは、外来駐車場を使用する者に対し必要な指示をすることができる。

2 外来駐車場を使用する者が、この規則の規定に違反したとき又は前項の規定による指示に従わなかったときは、庁舎総括管理責任者は、当該使用する者に対し外来駐車場からの退去その他外来駐車場の管理上必要な措置を命ずることができる。

附則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(施設管理課)

福島県規則第六十七号

福島県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

福島県障害者自立支援法施行細則（平成十八年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

〔9〕 心臓移植に関する医療 (10) 腎臓に関する医療  
様式第五号 (イの二) 腫瘍中心 (11) 腎移植に関する医療 (12) 小腸に関する医療  
(13) 歯科矯正に関する医療 (14) 免疫に関する医療

〔9〕 心臓移植に関する医療 (10) 心臓移植術後の抗免疫療法による医療  
医療 (11) 腎臓に関する医療 (12) 腎移植に関する医療  
医療 や (13) 小腸に関する医療 (14) 歯科矯正に関する医療  
医療」 (15) 免疫に関する医療

この場合、同様式(イの二) 腫瘍中心「別紙証明書2」や「別紙証明書3」及び「別紙証明書3」や「別紙証明書4」に定める「同様式(イの二) 腫瘍中心」の次に次のように加える。  
4 心臓移植術後の抗免疫療法による医療を、当該医療機関の医師が担当しようとする場合は心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(別紙証明書2(その1))を、他の連携する医療機関の医師が担当する場合は心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(別紙証明書2(その2))を添付していただくさい。

様式第五号 (イの二) 別紙証明書三や同様式(イの二) 別紙証明書四と「同様式(イの二) 別紙証明書一」や同様式(イの二) 別紙証明書二と「同様式(イの二) 別紙証明書一」の次に次のように加える。  
別紙証明書2

(その1) (指定医療機関の医師用)  
心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書

指定申請に係る医療機関名	期 間	症例数	主たる担当医師の氏名		実施医療機関名等	摘 要
	年 月～年 月				心臓移植術後の抗免疫療法	
	年 月～年 月				心臓移植術	

年 月～年 月

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

㊦

備考

- 指定申請に係る医療機関名」欄には、正式名称を記入してください。
- 「主たる担当医師の氏名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法による医療を主として担当する医師の氏名を記入してください。
- 「期間」、「症例数」及び「実施医療機関名等」欄には、「主たる担当医師の氏名」欄に記載された医師がこれまで心臓移植術後の抗免疫療法による医療を実施した実績を直近時からさかのぼって記入してください。また、当該医師に心臓移植術の経験がある場合は、心臓移植術についても記入してください。なお、移植関係学会合同委員会において心臓移植実施施設として選定された施設で、心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法による臨床研修等の経験がある場合は、あわせて記入してください。
- 国外の医療機関において心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法による医療を実施した実績がある場合は、「摘要」欄に国名を記入してください。(その2) (連携医療機関の医師用)  
心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書

連 携 す る 医 療 機 関 名	期 間	症例数	連 携 す る 医 師 の 氏 名		実施医療機関名等	摘 要
	年 月～年 月				心臓移植術	
	年 月～年 月				心臓移植術後の抗免疫療法	

連携する医師の経歴書 生年月日

学位

年 月 日	任 免 事 項 等	師事した指導者の氏名及び学位論文名又は学会に提出した論文名

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

㊦

備考

- 1 「連携する医療機関名」欄には、正式名称を記入してください。
- 2 「連携する医師の氏名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法による医療について連携する医師の氏名を記入してください。
- 3 「期間」、「症例数」及び「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師の氏名」欄に記載された医師がこれまでに心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法による医療を実施した実績を直近時からさかのぼって記入してください。なお、移植関係学会合同委員会において心臓移植実施施設として選定された施設で、心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法による臨床研修等の経験がある場合は、あわせて記入してください。
- 4 国外の医療機関において心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績がある場合は、「摘要」欄に国名を記入してください。
- 5 「任免事項等」欄については、「経歴書（別紙1）」の備考2に留意し、記入してください。

様式第五号（※シ1）中

名 称	所 在 地	郵便番号（ ー ）	
		電 話 番 号	（ ） ー
所 在 地		フアクシミリ番号	（ ） ー
所 在 地		電子メールアドレス	

名 称	郵便番号（ ー ）
所 在 地	
電 話 番 号	（ ） ー
フアクシミリ番号	（ ） ー
電子メールアドレス	

ヤ

名 称	郵便番号（ ー ）
所 在 地	
電 話 番 号	（ ） ー
フアクシミリ番号	（ ） ー
電子メールアドレス	
開局（予定）年月日	年

に始る。回線名（※シ1）別紙「備考」の欄に記入してください。

月 日

備考 「主な職歴」欄には、調剤実務経験について記入してください。なお、新規に開局する保険薬局にあっては、「主な職歴」欄に過去に他の指定自立支援医療機関において管理薬剤師として従事していた経歴を記入してください。

様式第六号（※シ1）中

名 称	郵便番号（ ー ）
所 在 地	
電 話 番 号	（ ） ー
フアクシミリ番号	（ ） ー



電子メールアドレス	
-----------	--

名 称	郵便番号 ( )
所 在 地	( )
電 話 番 号	( )
フランクシミュ番号	( )
電子メールアドレス	( )
開局 (予定) 年月日	年

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
(障がい福祉課)

福島県規則第六十八号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則(昭和四十四年福島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一号中「様式第六号」を「様式第三号」に改め、同条第二号中「様式第七号」を「様式第四号」に改め、同条第三号中「様式第八号」を「様式第五号」に改め、同条第四号中「様式第九号」を「様式第六号」に改め、同条第五号中「様式第十号」を「様式第七号」に改め、同条に次の三号を加える。

六 福島県理容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による理容所以外の場所における理容の業の開始の届出

理容師出張営業届(様式第八号)

七 条例第三条第二項の規定による届出事項の変更の届出 理容師出張営業変更届(様式第九号)

八 条例第三条第二項の規定による理容所以外の場所における理容の業の廃止の届出 理容師出張営業廃止届(様式第十号)

第三条を第二条とし、第四条の前に次の一条を加える。

(洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない理容所)

第三条 条例第五条第六号の規則で定める理容所は、頭髮の刈込みを行わない理容所とする。

第四条中「省令」の下に「、条例」を加える。

様式第三号から様式第五号までを削る。

様式第六号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第七号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第八号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第九号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第十号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第七号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第8号(第2条関係)

福島県知事

住所 氏名

年 月 日

理容師出張営業届

下記のとおり理容所以外の場所において理容の業を行いたいので、福島県理容師法施行条例第3条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 理容の業を行う予定の場合
- 2 開始予定年月日
- 3 届出の理由 別紙のとおり
- 4 主な理容器具及び消毒設備等 別紙のとおり
- 5 連絡先(電話番号)

備考

- 1 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
  - (2) 理容師免許証又は理容師免許証明書の写し
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。

別紙

- 1 届出の理由 (該当する番号を○で囲むこと。)
  - (1) 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行うため
  - (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行うため
  - (3) 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して理容を行うため
  - (4) 刑務所、少年院その他これらに類する施設において理容を行うため
  - (5) 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であつて上陸することができないもの求めにより理容を行うため
- 2 主な理容器具及び消毒設備等
  - (1) 主な理容器具

ハサミ	携帯数量：	本
ク	携帯数量：	本
カミソリ	携帯数量：	本

(2) 理容器具の消毒設備

ア カみそり (専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるものに係る消毒

消毒薬品	種類：	
消毒設備	種類：	

イ ア以外の器具に係る消毒

消毒薬品	種類：	
消毒設備	種類：	

(3) 主な理容器具及び消毒設備等の保管場所

所在地	
管理者	

様式第 9 号 (第 2 条関係)

年 月 日

福島県知事

住所  
氏名

届出者  
氏名

理容師出張営業変更届

福島県理容師法施行条例第 3 条第 1 項の規定により届け出た事項について下記のとおり変更が生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 理容師免許登録 (免許証) 番号 第 号
- 2 変更事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 3 変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること。

様式第 1 0 号 (第 2 条関係)

年 月 日

福島県知事

住所  
氏名

届出者  
氏名

理容師出張営業廃止届

下記のとおり理容所以外の場所における理容の業を廃止したので、福島県理容師法施行条例第 3 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 理容師免許登録 (免許証) 番号 第 号
- 2 廃止の理由
- 3 廃止年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第六十九号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則(昭和四十四年福島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一号中「様式第六号」を「様式第三号」に改め、同条第二号中「様式第七号」を「様式第四号」に改め、同条第三号中「様式第八号」を「様式第五号」に改め、同条第四号中「様式第九号」を「様式第六号」に改め、同条第五号中「様式第十号」を「様式第七号」に改め、同条に次の三号を加える。

六 福島県美容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十二号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定による美容所以外の場所における美容の業の開始の届出 美容師出張営業届(様式第八号)

七 条例第三条第二項の規定による届出事項の変更の届出 美容師出張営業変更届(様式第九号)

八 条例第三条第二項の規定による美容所以外の場所における美容の業の廃止の届出 美容師出張営業廃止届(様式第十号)

第三条を第二条とし、第四条の前に次の一条を加える。

第三条(洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない美容所)

第三条 条例第五条第六号の規則で定める美容所は、頭髮を切る行為、頭髮に係るパーマネットウェーブ及び結髪を行わない美容所とする。

第四条中「省令」の下に「条例」を加える。

様式第三号から様式第五号までを削る。

様式第六号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第七号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第八号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第九号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第十号中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同様式を様式第七号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第8号(第2条関係)

福島県知事

住所  
届出者氏名

年 月 日

美容師出張営業届

下記のとおり美容所以外の場所において美容の業を行いたいので、福島県美容師法施行条例第3条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 美容の業を行う予定の場所
- 2 開始予定年月日
- 3 届出の理由 別紙のとおり
- 4 主な美容器具及び消毒設備等 別紙のとおり
- 5 連絡先(電話番号)

備考

- 1 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
  - (2) 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

別紙

- 1 届出の理由(該当する番号を○で囲むこと。)
  - (1) 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行うため
  - (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行うため
  - (3) 社会福祉施設の求めにより、当該社会福祉施設に入所し、又は収容されている者に対して美容を行うため
  - (4) 刑務所、少年院その他これらに類する施設において美容を行うため
  - (5) 停泊中の船舶において、当該船舶の船員であつて上陸することができないもの求めにより美容を行うため
- 2 主な美容器具及び消毒設備等
  - (1) 主な美容器具

ハサニ	携帯数量:	本
クシ	携帯数量:	本
カニソリ	携帯数量:	本

(2) 美容器具の消毒設備

ア カミそり（専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるものに係る消毒

消毒薬品	種類：
消毒設備	種類：

イ ア以外の器具に係る消毒

消毒薬品	種類：
消毒設備	種類：

(3) 主な美容器具及び消毒設備等の保管場所

所在地	
管理者	

様式第9号（第2条関係）

福島県知事

年 月 日

住所  
氏名

美容師出張営業変更届

福島県美容師法施行条例第3条第1項の規定により届け出た事項について下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

- 美容師免許登録（免許証）番号 第 号
- 変更事項  
(1) 変更前  
(2) 変更後
- 変更年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第10号（第2条関係）

福島県知事

年 月 日

住所  
氏名

美容師出張営業廃止届

下記のとおり美容所以外の場所における理容の業を廃止したので、福島県美容師法施行条例第3条第2項の規定により届け出ます。

- 美容師免許登録（免許証）番号 第 号
- 廃止の理由
- 廃止年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

告 示

福島県告示第四百二十四号

公印を次のように改刻し、平成二十一年七月一日その使用を開始する。

平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

職印

番号	公印の名称	印	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立福島西高等学校用）		福島県立福島西高等学校の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第四百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十一年六月三十日



福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の 有効期限
824	混合石 灰肥料	苦土入 り卵殻 エース (粒状)	アルカ リ分	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり。	富士見 工業株 式会社	静岡県静岡 市駿河区富 士見台一丁 田19番47号	平成27年 7月3日
		40.0	く溶性 苦土				

(農業総合センター)

福島県告示第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八  
条第一項の規定により、会津宮川土地改良区が安田地区農山漁村活性化プロジェクト支  
援交付金事業(基盤整備)に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨  
決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年七月一日から  
月二十一日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
大沼郡会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、沢井  
地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係  
る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

縦覧に供する書類

- 一 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年七月一日から  
月二十一日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
石川郡石川町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
津島地区の県営区画整理事業に係る小塚換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関  
係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年七月一日から  
月二十一日まで (二十一日間)
- 三 縦覧の場所  
双葉郡浪江町役場

(農地管理課)

福島県告示第四百二十九号

水防警報を発する河川を指定する件(平成十八年福島県告示第三百七号)の一部を次  
のように改正する。  
平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中

新田川	左岸	南相馬市原町区大字深野字木戸内から海まで
新田川	右岸	南相馬市原町区大字深野字中川原から海まで
新田川	左岸	南相馬市原町区大原字東下田から海まで
新田川	右岸	南相馬市原町区深野字塩塚から海まで

(河川整備課)

に改める。

公 告

公告第三百六十八号

平成二十一年度福島県育休任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。  
平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号の規定による任期を定めて採用する職

二 登録予定人員

一般事務 四十名程度

獣医師 三名程度

歯科衛生士 一名程度

農 業 二名程度

農業土木 一名程度

化 学 一名程度

農芸化学 一名程度

心理判定員 一名程度

三 試験期日

平成二十一年八月七日（金）

四 受験申込受付期間

平成二十一年七月一日（水）から同月二十四日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月二十日（月）を除きます。）

五 受付窓口

福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）

六 問い合わせ先

福島県総務部人事総室人事課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七〇三三）又は福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）

（人事課）

公告第三百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり狩猟について必要な適性に係る試験及び講習を実施する。

平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 主催地方振興局、開催期日、開始時刻及び開催場所

主催地方振興局	開催期日	開始時刻	開催場所
相双地方振興局	平成二十一年 八月五日（水）	午前九時三十分	南相馬市 原町区福祉会館

二 対象者

福島県内に住所を有する者であつて、法第四十四条の規定により平成二十一年九月十四日までの有効期間の狩猟免許を受けており、かつ、同法第五十一条第一項の規定により狩猟免許の更新を受けようとするもの。

なお、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許についても同時に更新を受けることができる。

三 申請書等の受付期限

平成二十一年六月三十日から七月二十二日まで（土曜日、日曜日及び同月二十日を除く。）。

四 申請書等の提出先

申請者の住所地を管轄する福島県地方振興局

五 その他

狩猟免許更新の手続等に関する問い合わせは、最寄りの福島県地方振興局県民環境部（いわき地方振興局にあつては、県民部）に行うこと。

（自然保護課）

公告第三百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があつた。

平成二十一年六月三十日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
障害児デイサービス	福島市泉字仲田八一七	社会福祉法人 泉福祉会	福島県福島市泉字熊野	平成二十二年三月三十一日	児童デイサービス	障害児

「中へ し」					
-----------	--	--	--	--	--

(盛水こ興社誌)

公告第百七十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一條第一項の規定による「洪水による相対な損害を生ずるおそれがある河川を次のとおり指定した。」

平成二十一年六月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 洪水による相対な損害を生ずるおそれがある河川 新田川
- 一 指定年月日 平成二十一年六月二十日

(原三社印刷)

公告第372号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成21年6月30日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 除雪トラック（7t級） 2台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成21年11月27日（金）
  - (4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）及び福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
  - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年7月23日（木）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月10日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月11日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日10日（月）午後5時30分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則229条第1項各号のいずれかに該当する場においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow Removing truck (7t class) 2
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 11 August 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 10 August 2009
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

**福島県選挙管理委員会**

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八号、第九号第一項、第十号第一項、第十一号第一項又は第十二号第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年六月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人けやきの村重度身体障害者授産施設けやきの村	障害者支援施設けやきの村	平成一九年二月一日
重度身体障害者授産施設青松苑	身体障害者授産施設青松苑	平成一五年四月一日

正 誤

ページ	段	行	正	誤

○平成二十一年五月一日付定例第二千七十七号中

二八〇	上	目次中	土砂災害警戒区域の指定を解除する件	土砂災害警戒区域の変更を解除する件
-----	---	-----	-------------------	-------------------

○平成二十一年五月十五日付定例第二千八十号中

三〇九	上	目次中	一般競争入札を行う件	一般競争入札を行う件
-----	---	-----	------------	------------